○東北地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

東北地方整備局長　徳山日出男

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類
川西市小戸一丁目一番一から同市松崎町四丁目二十五番一まで	四十五号	一般国道

(四)

図面縦覧場所	
東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所	

○東北地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

東北地方整備局長　徳山日出男

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類
川か登字ら五宮市日城津町山本町九本郡南三宮町四吉郡南字柳津まで	四十五号	一般国道

区間		後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
後前	A		一一六・六	一一〇八メートル	いすは上記A・B及び関係図面に表示する。
	B		一六・六	四二・四〇〇メートル	
	C		一六・七	三八・〇〇メートル	

(四)

図面縦覧場所	
東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所	

○近畿地方整備局告示第百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年六月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

第１　起業者の名称　大阪府

第２　事業の種類　府道大野天野線改築工事（河内長野バイパス（小山田工区）・大阪府河内長野市小山田町地内から同市上原西町地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　大阪府河内長野市小山田町、上原町及び上原西町地内

２　使用の部分　大阪府河内長野市小山田町、上原町及び上原西町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府河内長野市小山田町地内から同市上原西町地内までの延長260mの区間（以下「本件区間」という。）における「府道大野天野線改築工事（河内長野バイパス・小山田工区）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

府道大野天野線（以下「本路線」という。）は道路法第７条の規定により大阪府知事が府道に認定した路線であり、同法第15条の規定により大阪府が道路管理者となることなどから、起業者である大阪府は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、大阪府大阪狭山市大野西地内の府道富田林泉大津線との接続点を起点とし、同府河内長野市天野町地内の一般国道170号との接続点を終点とする延長約６㎞の道路である。

本路線が通過する河内長野市北部（以下、「本件地域」という。）は、大阪府東部を縦断する一般国道170号が市街地中心部に４車線で整備され、また、大阪府と奈良県及び和歌山県を結ぶ同310号及び同371号が南北に通過しており、大阪府中心部、関西国際空港、奈良県及び和歌山県等を結ぶ交通の要衝となっている。

しかしながら、本件地域における本路線は、これらの一般国道を補完し広域的な道路交通網を形成すべき府道であるにもかかわらず、幅員が２m以下である区間を含めた交通不能区間が約1.7㎞も存在するなど幅員が狭小であり、そのルートは市街地中心部から離れたところを通過しており他の道路との連絡が充分ではないことなどから、幹線道路としての機能を充分に果たせていない状況にある。

また、本件地域において本路線とおおむね並行する一般国道170号及び同310号は、自動車交通量が多く、地域住民の生活道路として域内交通に利用されているとともに府県間も含めた域外交通にも広く利用されていることから、これらの交通が輻輳し、交通事故が多発しているとともに特に交差点部では朝夕の通勤・通学の時間帯を中心に慢性的な渋滞が発生しているなど、安全かつ円滑な交通に支障をきたしている。

加えて、本件地域内の河内長野市小山田町地内には住宅地のほか、河内長野市地域防災計画において災害時用臨時ヘリポートに選定されている市民広場などが立地しており、さらに消防防災拠点施設の整備も進められているが、一般国道からこれらの住宅地や公共公益施設等へ連絡する市道においても交差点部で交通渋滞が発生している状況にある。

平成22年７月に起業者が行った調査によると、朝夕の通勤・通学の時間帯で、一般国道170号の上原町交差点において南行280m、警察署前交差点において北行380m、市道野作赤峰下里線の赤峰交差点において西行280mなどの渋滞が観測されている。

本件事業の完成により、必要な幅員を有する線形の良好な道路が整備されることから、４車線で整備された一般国道170号と住宅地や公共公益施設等が立地する河内長野市小山田町地内が幹線道路で結ばれるとともに、自動車交通が本件区間に分散・転換されることにより一般国道や市道の交通渋滞の緩和及び交通事故の低減が図られ、本件地域における安全かつ円滑な交通の確保に寄与し、さらに、河内長野市域における救急搬送等に要する時間が短縮されるなど消防・救急機能の向上にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。